

明治政府による神道・仏教・キリスト教代表者の会同。日露戦争後の社会的矛盾の激化、富国強兵の国民的合意の風化に対し、政府は過激思想を弾圧し、家族国家観による国民教化にとりくんだ。内務次官床次（とこなみ）竹二郎は欧米視察で宗教の感化力の大きさを知り、日本の諸宗教を国民教化に協力させようとし、政府当局や宗教団体を説得し、この会同を実現した。1912年2月25日内務大臣原敬は政府関係者とともに教派神道13名、仏教諸派51名、キリスト教7名の代表者と懇談し、国民道徳振興への協力を求めた。翌日三教代表者は集まり皇運扶翼、国民道徳振興を誓い、政府に宗教尊重、政治・宗教・教育の融和を求める決議をした。ただし神社非宗教論により神社当局は招かれず、文部省、真宗大谷派は不参加。この会同はキリスト教を他宗教と同等に扱うことで、天皇制教育に動員しようとしたもので、キリスト教側では数名の反対があったが、大勢はこれに同調した。

決議案 （原文） Wikipediaより

吾情、今日三教合同を催したる政府当局者の意志は、宗教本来の権威を尊重し、国民道徳の振興、社会風教の改善のために政治、教育、宗教の三者各其分界を守り、同時に互いに相協力し以て皇運を扶翼し時勢の推運に資せんとするにあることを望む。吾儕宗教年来の主張と相合致するものなるか故に、吾情は其の意を諒とし、将来益々各自信仰の本義に立ち、奮励努力国民教化の大任を完了せん事を期し同時に政府当局も亦誠心鋭意此の精神の貫徹に努められん事を望む。左の決議をなす

（現代語訳）

私達、今日において三教合同を催すことにした政府当局者の意志は、宗教本来の権威を尊重し、国民の道徳への振興、社会へ徳をもって教えを広める事への改善のために、政治、教育、宗教の三者は、それぞれその領分をわきまえ、同時に互いに相互協力して皇運を助け時代の推運の向上に資する事を望みます。

私達宗教者が、年来の主張と相互に合致するものであるが故に、私達はその意志を真実とし、将来において益々各自の信仰の本義に立ち、より努力を行うことで国民を教化する大任を完了する事を期して、同時に政府当局者もまた誠心鋭意この精神の貫徹に努められる事を希望します。左の決議を行う。

決議 （原文）

- 1.吾等ハ各其教義ヲ發揮シ、皇運ヲ翼賛シ国民道徳ノ振興ヲ図ランコトヲ期ス
- 2.吾等ハ当局者ガ宗教ヲ尊重シ、政治宗教及教育ノ間ヲ融和シ、国運ノ伸長ニレンコトヲ望ム

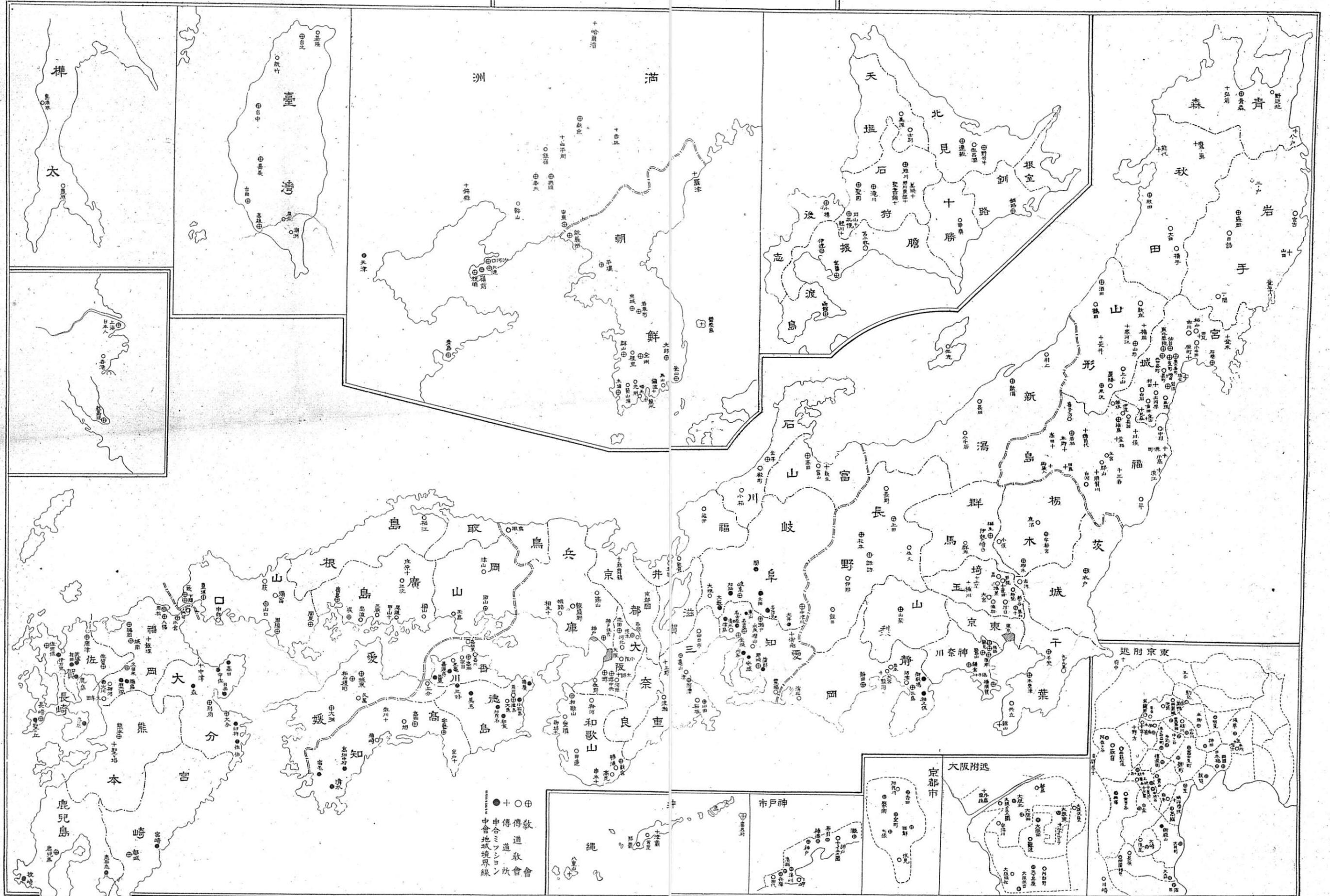
（現代語訳）

- 1.私達はおのおの教義を發揮して、皇運を力を添えて助け国民道徳の振興を図ろうとする事をいたします。
- 2.私達は当局者が宗教を尊重し、政治宗教及び教育の間を融和し、国運の伸長の助けとなることを望みます。

圖地會教督基本日

查調月八年九和昭

別紙2



夢の如く布せるもの

宣言

神武天皇國ヲ肇メ給ヒシヨリ茲ニ二千六百年 皇統連綿トシテ
 彌々光輝ヲ宇内ニ放ツ此ノ榮アル歴史ヲ懷クウテ吾等ヲ轉々
 感激ニ堪ヘサルモノアリ 本日全國ニアル基督信徒相會シ度
 ンテ 天皇陛下ノ萬歳ヲ壽キ奉ル 惟フニ現下ノ世界情
 勢ハ極メテ波瀾多ク一刻ノ偷安ヲ許サハルモノアリ
 西ニ歐洲ノ戰禍アリ東ニ支那事變アリテ未タ其終結ヲ見ス
 此ノ禍中ニマリテ我國ハ能ク其針路ヲ認ルコトナク國運國力
 ノ進展ヲ見ツ、アリ 是レ實ニ天佑ノ然ラシムル所ニシテ
 一君萬民尊嚴無比ナル我國體ニ基クモノト信シテ疑ハス
 今ヤ此ノ世界ノ變局ニ處シ國々ハ體制ヲ新ニシ大東亞新
 秩序ノ建設ニ邁進シツ、アリ 吾等基督信徒モ亦之ニ即
 應シ教會教派ノ別ヲ棄テ合同一致以テ國民精神指導ノ
 大業ニ參加シ進ンテ大政ヲ翼賛シ奉リ盡忠報國ノ誠ヲ致
 サントス

依テ茲ニ我等ハ此記念スヘキ日ニ方リ左ノ宣言ヲ爲ス

- 一 吾等ハ其基督ノ福音ヲ傳ヘ救靈ノ使命ヲ完フセシコトヲ期ス
- 一 吾等ハ全基督教會合同ノ完成ヲ期ス
- 一 吾等ハ精神ノ作興道義ノ向上生活ノ刷新ヲ期ス

右 宣言 又
 昭和十五年十月十七日

皇紀二千六百年奉祝全國基督教信徒大會日

教団の設立当時は、1937年から始まった日中戦争中で、宗教団体への政府の統制を目的とした宗教団体法に基づく政府の強い要請により、1940年10月17日の皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会における「プロテスタント諸教派が合同して宣教・伝道の任にあたる」という決議に基づき成立している。そのために、戦時中はもっぱら戦時体制に貢献した。

創立総会 教団統理者：富田満牧師

1941年6月24日-6月26日に富士見町教会にて創立総会を開催。創立総会は、「君が代斉唱」、「宮城遥拝」、「皇軍兵士のための黙祷」、「皇国臣民の誓い」の国民儀礼を以って開始された。創立総会は「われら基督教信者であると同時に日本臣民であり、皇国に忠誠を尽くすを以って第一とす」と宣誓。日本基督教会大会議長の富田満牧師が教団統理者に就任。教団統理は宗教団体法に基づく権限が与えられており、勅任官待遇であった。

伊勢神宮参拝

1942年1月11日、富田満統理は伊勢神宮に参拝して、天照大神に教団の設立を報告した。「富田統理は十日夜行にて出発し、鈴木総務局長を帯同して十一日朝、伊勢大廟に参拝せられた。而して我が国における新教団の発足を報告し、その今後における発展を希願せられた。」

いまむらこうたろう
〔今村好太郎〕

キリスト教人名辞典（日本基督教団出版局）より

別紙 5

1883（明治16）年9月20日～1973（昭和48）年3月3日

牧師、神戸中央神学校校長。姫路に生まれる。1905年神戸多聞教会で受洗。神戸神学校（のちの神戸中央神学校〔神戸改革派神学校の前身〕）を卒業し、日本基督教会豊橋、高松、越ヶ谷教会を牧したのち22年より64年引退まで住吉教会牧師をつとめた。1920年プリンストン神学校に学ぶ。23年神戸中央神学校教授。40年同校校長に就任。46年神戸神学院を創設し院長となる。この間、日本基督教会の浪速中会（のちの近畿中会）議長、同大会議長などをつとめた。青年時代、植村正久、海老名弾正の神学論争にふれたのを契機にカルヴァン主義に近づき、1929年日本で最初にカルヴァンの『基督教綱要』第1巻を翻訳出版した。その他著訳書多数ある。

祖国愛と基督教 「紀元節に於ける説教」

今村好太郎

詩篇第七十七篇

『われむかしの日にしへの年をおもへり：また我なんぢの凡ての作為をおもひいで汝のなしたまへることを深くおもはん。神よなんぢの塗はいときよし、神のごとく大いなる神はたれぞや。』(五節及一二―一三節)

一 皇紀二千六百年の紀元節を迎へて

我等は茲に皇紀二千六百年の記念すべき年を迎へ、今日はその紀元節の日を迎へた。更に偶然にも、今日は我等の主キリストが人類の罪の贖のために、罪に勝ち死に勝ちて甦り給ひしことを記念する聖日でもある。同胞と共に我等は哀心よりの歓喜の念に溢れるのだ。特に目下は支那事変勃發以來第四年の年として、一大國難裡に此佳き日を迎へることの意義深長なるを思ふ。

昔、神武大帝が、高千穂の宮を後に、東征の途に就き給ひてより以來、軍旅の内に年を経給ふこと六年、千辛萬苦を重ねられて瀬戸内海を経て、紀州の熊野に御上陸、それから山又山の難路を踏破されつゝ、所在の的を征服遊ばされ、大和の十津川より畝傍の地に出で給ひ其處に皇居を定められ、橿原の宮を建て給ひ、人皇第一代の御即位式を挙げさせ給うた。これは丁度二千六百年前の今月今日であつた。以來天壤無窮の國の礎は固く据ゑられ、幾度の國難に遭遇するも皇室の御繁榮は彌々益々加り、國運の隆昌、民族の發展は苦しく進み、今や世界萬國の驚異の的となるに至つた。我等は今事変下にあつて、深刻なる國難を経験しつゝあるものではあるが、祖国二千六百年の歴史を懐古して、彌々益々我等國民の使命の重大なるを痛感し、又必ずや、此國難を克服したる後に、更に我大日本帝國の國運が一段と飛躍することが約束せられあることを信じて疑はない。

此詩篇第七十七編は、今日の場合にある我等に強き暗示を与える。此詩篇記者も大なる困難の裡に、此詩を書いたものであつて、その云う處を綜合すれば、(一)我等は此艱難の日に神を求め神を仰ぐ、如何に此難局を打開するか、如何に國家と國民を導くかを思うて夜も眠をなさぬ斗りである。(二)されど、我は國民の歴史を回顧した。神は會て悩みの内に國民を棄て給うたか。困難の内に其恩恵と助けとの約束を棄て給うたことが會てあつたか。(三)而して、神が過去に於て國家と國民の内に示し給うた大いなる御業を反省した。神の道は永遠の道である。神の律法は神聖にして不変である。神は信ずる者の裡に大いなる御業をなし給うた：と云ふにある。

彼は國歩艱難の裡に大なる將來の光榮と、勝利とを仰いで輝く希望に燃やされた。我らも同じ思ひを以て、國家と國民の將來を望みみる者である。今我らは特に神に選ばれし民として、此時に當り祖国日本をしていよいよ光輝あらしめ、我國民をして、永えに榮ゆる道に立たしむる道に就て、神の御示を蒙るものとなりたい。

二 日本民族の特質

我らは先ず、過去二千六百年来、伝統的に享け継いで来た國民精神とは、如何なるものであるかを反省したい。従来、我らはよく日本精神なるものに就いて教へられて来た。別けて、事変以來これは一段旺盛を極めて居る。然し、諸家その説く處のものは区々であつて、必ずしも一致して居ない。けれど、一言して云へば國民的精神、即ち日本精神とは、我大日本帝國二千六百年の歴史に一貫して流れて居る精神で、日本人のみが持つ固有精神である。それは、古くは古事記、日本書紀、古語拾遺の如き文献の内にも示されて居る。又神武天皇及び崇神天皇の御詔勅の内にも、聖徳太子の憲法にも、明治大帝の五ヶ条の御誓文にも、又明治維新の御詔書にも、教育勅語の内にも明示せられて居る。而して、又代々の國學者に依つて、これらの註解が反覆してなされて居る。

或學者は之を五大精神として説いた。即ち、

- 一、皇室中心主義(天壤無窮の皇運を扶翼する心)
- 二、尽忠報國の精神(献身殉國の至誠)

三、六合を兼ね八紘を宇とする精神（日本民族の理想の永遠性）

四、進取の気象（知識を世界に求めて皇基を振作す）

五、和衷共同の精神（家族、隣人、世界への平和愛）

其他、種々のものが説かれ得るであろうが、先ず以上の戦陣の唱導せし處の諸説を綜合せば、大なる意義のない説と見るべきであらう。分けても我々が世界に誇るは、第一に皇室中心主義であつて、皇室と國民との間に君臣父子の美はしい關係を體現せることである。萬葉集中にある柿本人磨の長歌にも、

やすみしし、わが大君のかむながら、かみさびせずと吉野川、激つ河内に高殿を、高知りまし

て：：國見すれば山川も、よりに仕ふる神の御代かも

（反歌）

と、其昔、吉野川の水上で朝夕に行はれた神祭は、即ちかむさび、別言すれば、神聖なまつりごとであつたと歌へるものである。即ち古へは政治は、神を祭ることであつた、之を政（まつりごと）と称したものである。之は天子の御政は、神意を國民の内になし給ふことを云つたものである。又かむるぎ（神祖）は神祖皇祖の意味であつて、政は神意に心をさゝげると共に、神意を宣布することの心で、民を治め給ふ天皇は民を治むる政治にも、國民を教ふる教育にも、治安を維持する制度、律法にも、生業を保護する産業上のことにも、皆神意のある處を體現し給ふと云ふのである。天皇が此心を以て民を我赤子として愛撫し給へば、民は皇室を我民族の生みの大親として億兆心を一にして、誠をつくして之に従ひ奉ると云う所以謂君民一体の大理想を體現し來つたのである。此大精神を詠つたものとして、古今集にも

君を措きて、あだし心を我持てば、末の松山波もこゆべし

とか、又萬葉の中にも人口に膾炙する大伴家持の

海往かば水漬く屍、山往かば吞むす屍、大君の邊にこそ死なめ、顧みはせし

との有名な歌ともなつた。此、天皇が祖国皇宗の宏遠なる建國の精神を理想として、之を實現せんとし給ふ道を、『神ながらの道』と稱し來つたのである。即ち、神ながらの道は、天皇が皇祖天照大神の御心のまゝに日本を治め給ふことを云ふ。又天皇が皇祖天照大神の直系の御裔に在したまひ、歴代の天皇を『現人神』即ち皇祖の大御心を體現し給ふ至尊にいますと申伝へて來たの

である。此深遠な精神を以て國民を愛し給ふ御精神に対し奉り、國民は心を一にして皇運を扶翼し、彌遠長に忠誠を至さんと期す。この上下一体の精神に依つて、我日本國民は今日に發展し來たのであつた。此意味に於て、我大日本帝國は世界獨特の國家國民である。これは神武大帝の建國の御精神であり、崇神天皇の御詔書の御精神であり、天智天皇の綱紀大成の御精神であり、またまた明治大帝の王政復古の御精神でもあつた。此精神は今後も愈々益々強固にせらるべきものである。

三 大和心と云ふこと

又次に此日本國民の精神を大和心と云ふ言で言ひ現して居る。之は結局するところ、前の五大精神に外ならない。日本國民は此皇室中心、尽忠報國の精神の外に、物を統一する精神、進んで外の長所を学んで自家の短所を補ひ、知識を世界に求めて皇基を振作せしめると云ふ氣象を有して居る。之が國民永遠の發展性であり、又六合を兼ね、八紘を宇とする心である。

此多くの長所を取入れ、自家の欠陥を補ひ、多方面に学んで事物を組織統合すると云ふ精神は、明治大帝の五ヶ条の御誓文にもよく示されて居る。更に此外に日本人の精神として、自然と融合する心、單純にして明朗、清廉にして潔白、又裡に勇敢心を包蔵しつゝ、外面に柔かに自己を表現する、所為みやび心なども説かれて居る。

以上列挙した様な諸精神があるが故に、あらゆる外来の文化を撰取して今日の日本を大成し得たのである。又斯くの如き精神を有することが、よく明治以来七十幾年の短日月を以て、欧米各國が幾百年を費して築き上げた文化を、今日に築いて來た所以である。更に日本國民は時として外國の人々より、好戦國民の如く誤解せらるゝのであるが、それは大なる誤解であつて、日本國民は元來平和を愛好する國民であり、和衷協力を喜んで、他と共同して世界平和の確立に貢献する民族である。古くは聖徳太子の憲法第一条にも、『和を以て貴とし、悖ふことなきを宗とす。人皆党ありて亦達者なし、是を以て、或は君父に煩はずして、即ち隣里に違ふ。然れども、上和ぎ下睦びて事を論ふに諧へば即ち事理皆通ず何事か成らざらん』とある。明治天皇の御製にも、

仇波のしづまりはてて四方の海のどかにならむ世をいのるかな
四方の海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさらくらむ
誠に畏れ多き大御心である。此大御心を思ふ時、陛下御治世中の幾多の事変や、世界の動乱は
如何ばかり陛下の御宸襟（心理）を悩まし奉つた事であらうかと拝察し奉るのである。

四 國民の信仰

次に日本國民の宗教心であるが、敬神崇祖は、我日本國民の最も著しい特色の一である。又神
武大帝を始め代々の天皇は、極めて敬神の心厚く在し給うた。前にも云ふ如く、政治は神を畏れ、
神を祭る心と一であつたと云ふ故事に見ても之は証明せられて居る。歴代の天皇皆然りであつた。
別けて明治大帝に於て然りであつたことは國民一同の知悉する点である。日本國民も亦此敬神の
念厚き國民であつて、決して宗教に冷淡な國民ではない。佛教が日本に渡来して以来、我日本に
於て異常なる發達をなしたことを見ても亦之を証明するものである。

清原博士の如きは、日本の大思想家として、第一に聖徳太子を挙げ、次で中大江皇子と藤原鎌
足をあげ、次に伝教大師と日蓮上人を数へ、次に北畠親房、吉田兼俱、水戸光國、本居宣長、加
茂真淵、平田篤胤等々を挙げて居る。その内の数名は偉大なる宗教家であつた。宗教其物につ
いての批判は別として、如何に我が日本國民が宗教に熱心であり、信仰的に熱心であるかは、此
点を以ても推測することが出来る。

又我日本國民は前述した國民固有の精神に養はれて来たのみならず、外来の儒教、佛教の思想
を取入れて一段とその精神内容を豊富にした。而して、元來單純であつた日本國民が、かくの如
く儒教や佛教の精神の影響を受けた事も事實である。別けて平安朝、鎌倉時代に入り佛教各宗の
發展に伴ひ、國民は國家の事を考へ、自家の生業の事を考ふると共に、深く自己の運命を考へ、
人生其物について考へるやうになつた。我國民性が佛教によりて受けた感化影響は甚大であつた。
日本國民が深き宗教的教養に育くまれた民族であることは各方面に証明せられて居る。

五 基督教の使命

我等は過去の歴史を回顧して、今日に至つた過程を検討し、更に今後の日本に我基督教が貢献
せんとして居る使命に就いて大いに思ふ。

『われ往古よりありし汝の奇しきみわざを思ひいださん。また我なんぢの凡ての作為をおも
て汝のなしたまへることを深くおもはん。神よなんぢの途はいときよし、神のごとく大なる神は
たれぞや。』(詩七七・一一—一四節)

天地の創造主なる神、此神の聖なる大精神を世に以て啓示し、体験し給うた救主イエス・キリ
ストの御人物を思ふ。キリストの十字架の御精神、又旧約より新約に至る預言者、聖徒の精神を
思へ、此基督教の大精神、福音の真理は今後の日本の宗教思想、國民の思想の上に、更に我民族
永遠の發展の上に、我等の國民の全生活の上に、在來日本國民の見出し得なかつた尊き賜物を見
出して、大なる感化影響を与ふるであらうことを信じて疑はない。

我等は聖書の精神に依つて、個人として家庭人としてのみならず、社会人として、又國民とし
て学ばねばならない大なる精神と教へられる。主イエスは山上の垂訓中に、
『斯のごとく汝らの光を人の前にかざやかせ。これ人の汝らが善き行為を見て、天にいます汝
らの父を崇めん為なり。』(マタイ伝五・一六)

と仰せられた。又使徒パウロもロマ書第一三章一七節に教へてゐる。
『汝等その負債をおのおのに償いへ、貢を受くべき者に貢をおさめ、税を受くべき者に税をお
さめ、畏るべき者をおそれ、尊ぶべき者をたふとべ。』

と。我等はキリストの宗教によりて伝統の日本精神が一段深きものを与へらるゝであらうことを
信ずる。別けて主イエス・キリストの十字架の上に体現し給ひし精神の如きは、我が日本國民の
精神を一層高揚せしむるものである。キリストの福音によつて國民は眞の宗教なるものが如何な
るものであるかを發見するに至るであらう事を信じて疑はない。(昭和十五年二月四日)

※旧字体は、なるべく新字体に変換しました(編集者)。

序言

終戦後すでに九か月、敗戦祖国の再建はさまざまな構想と方法とによって計られているとはいえ、聖書に「主御自身が建ててくださるのでなければ／家を建てる人の労苦はむなし。主御自身が守ってくださるのでなければ／町を守る人が目覚めているのもむなし」（注1）とあるのは真実です。宇宙と人類を統治しておられる全知全能、聖（きよ）さと愛のきわみである神を信じるのでなければ、国家がよく建てられ、よく保たれることはありません。

主張の第一点 — 有神的人生観・世界観

このたびの大戦においては、信教の自由ははなはだしく圧迫され、わたしたちの教会もゆがめられ、真理は大胆に主張されませんでした。わたしたちはこのことを神の御前に恥じ、国のために憂えています。しかし歴史を支配しておられる神の摂理により、信教の自由はついに敗戦を通して祖国日本にもたらされました。

今後、より良い日本の建設のために、わたしたちは誠心誠意、歴史の支配者、全能かつ善のきわみである神の御心にかなう者とならなければなりません。その戒めのとおり神を敬い、隣人を愛し、ただ精神文化面だけでなく、「食べるにしろ飲むにしろ、何をするにしても、神の栄光を現す」（注2）ことを最高の目的としなければなりません。この有神的人生観・世界観こそ新日本建設の唯一の確かな基礎であること。これが日本キリスト改革派教会の主張第一点であり、わたしたちの熱心はここにあります。

ただし、真正な宗教だけが国家の基礎、文化の根底であるとは、国の政治や文化活動そのものを宗教的権威の支配下に置くべきとすることではありません。とくに地上の政権と宗教との関係について、わたしたちは政教分離原則を近代国家の知恵、また聖書の教えにかなうものと信じ、信教の自由、教会の自律性を重んじます。

（以下省略）

〔宣教協力に関して罪責告白と謝罪〕

別紙 8

大韓イエス教長老会（高神）御中

（感謝） 私たちは1987年10月の定期大会におきまして、貴教会から熱心な宣教協力のご提案をいただき、心から感射してこれをお受けすることに致しました。両教会が主イエス・キリストにある交わりと、共同の宣教の業にあずかり、神め国の進展のために共に長く仕えることができるよう、心から祈ります。

（教会と国家の罪） しかし、私たちは戦後45年を経た今日、主にあるこの尊いご提案を感射してお受けするに際し、神と貴教会に対し、日本の教会が犯した教会的国家的罪を言い表し、心からの謝罪を申し上げることが必要であると考えました。

歴史の事実を直視しますなら、私たち日本の国家は、天皇制支配の中であって、様々な

悪を貴国に対してなしました。特に1905年以來の統監時代において事実上始まった植民地以來の36年間の日韓併合は貴国に対して「七奪」の罪を犯し、特に貴国の教会には、過酷な国家権力による迫害が加えられました。日本の教会は、その時、国家に対する見張りの努めを果たさなかつたばかりでなく、天皇を現人神とする国家神道儀礼を拒絶し切れず、ついに自ら偶像礼拝の罪を犯しました。更に侵略戦争に協力して、貴国の主の民の苦難と抑圧に、隣人として痛みを分かち合うことを致しませんでした。

日本基督改革派教会は、日本におけるキリストの教会の肢体であり、かつて日本の教会が、貴国の教会に対して犯した全ての罪に、共同の責任を負うものであります。日本の敗戦の翌年に創立された、私たち日本基督改革派教会は、長く貴国の主の民に対して文書の形をもって、公の謝罪と罪の告白をせずに参加しました。このことを誠に申し訳なく思いません。宣教協力を始めるに際して、遅ればせながらここに謝罪を申し上げる次第です。

(神社参拝の強要の罪) 日本のこのような侵略と理不尽な政策の中で、貴国の教会に対して犯した最も重大な罪は、神社参拝の強要でありました。信仰と良心の自由を踏みこじめるこのような罪が犯された時、日本の教会はそれに反対するどころか、貴国の教会をこの偶像礼拝の罪に服するように説得し、強要致しました。私たちはこの忌まわしい行為が、キリスト教会の名によって行われた事実を思い、教会のかしら主イエス・キリストと貴国の教会に対して、真心から罪を告白し、悔い改め、赦しを希うものであります。

貴教会の創立者たちは、このような迫害の中で、神社参拝の強要に屈することなく、信仰の良き闘いを闘い、投獄、殉教に至るまで信仰を守り通されました。貴教会は、また高麗神学校にみられるように、その信仰を継承することにも大いなる熱心を示し、今日伝えられる通り、主にある豊かな成長を遂げられました。私たちは、宣教協力を通して、このような信仰の闘いを経験された先生をもつ貴教会から、多くの恵みを受けることを確信しております。

(日本の敗戦から今日に至るまで) 日本の敗戦による貴国への植民地支配終結から45年を経たにもかかわらず、日本は戦前・戦中の罪を国際間の道義に従って十分に償うことをせず、かえって戦後も政治・経済・社会政策の諸分野で、貴国の人々の不評と怒りを買っている現状です。国内では、神道儀式による新天皇の即位式と大嘗祭が行われようとしており、旧日本への回帰の傾向が一層著しくなっております。このような状況の中で、日本基督改革派教会は、依然として力弱く小さな群れですが、貴教会との宣教協力を機会に創立30周年記念宣言の「教会と国家にかんする信仰の宣言」の主旨を生かして、主から委ねられている責務と使命を誠実に果たしていきたいと願っています。この願いを果たすために、信仰の良き闘いを実際に闘い、勝利を収められた貴教会の祈りと応援が是非とも必要です。私たちは、貴教会との宣教協力を通して、貴教会の尊い体験と証の恵みを共に分かち合いたいと願ってやみません。

貴教会の上に、教会のかしらなる主イエスから豊かな祝福がありますように。

1990年10月18日

日本基督改革派教会第45回定期大会

*「七奪」 日本が韓国併合により朝鮮半島（韓国・北朝鮮）から奪った7つのものを指す（1.主権、2.国王、3.人名、4.国語、5.姓氏（創氏改名）、6.土地、7.資源）。

2023年12月8日付 朝日新聞

別紙 9 - 1

イスラエルとイスラム組織ハマスの戦闘をめぐり、岐阜市の柴橋正直市長は7日、クリスチャンの政治家でつくる団体の会長として「イスラエルの平和のために祈る。イスラエルの側に立つ」との趣旨の声明を在日イスラエル大使館に届けたことを明らかにした。声明ではイスラエル、パレスチナ双方の犠牲者への哀悼の意も示した。(以下省略)

柴橋市長の声明と、同声明に関する意見表明の全文は以下の通り。

別紙 9 - 2

ハマスのイスラエルに対するテロ攻撃に関する声明 2023年10月17日

オリーブの会 会長 柴橋正直

10月7日、ハマスがユダヤ教の祭日であるシムハット・トーラーを狙い、多数のロケット弾をイスラエルに発射するとともに、イスラエル領内に侵入し、民間人等を殺傷、拉致したテロ攻撃により多数の犠牲者が発生していることに関して、断固これを非難する。

犠牲となられたイスラエルとパレスチナの全ての方々に、心より哀悼の意を表するとともに、負傷された方々にお見舞い申し上げます。

私たちオリーブの会は、党派、教派を問わず、主イエス・キリストへの信仰において一致する日本のクリスチャン政治家のネットワークであり、

エルサレムの平和のために祈れ。「おまえを愛する人々が栄えるように。おまえの城壁のうちには、平和があるように。おまえの宮殿のうちには、繁栄があるように。」(詩篇 122:6~7)

との聖書の御言葉の通り、イスラエルの平和のために祈る。私たちはイスラエルの側に立つとともに、アブラハム、イサク、ヤコブの神であり、私たちの創造主なる神ご自身が、イスラエルを加護されんことを祈る。そして、世界に真の平和が実現するように、キリストの福音が全世界に宣べ伝えられ、福音が完成することを祈る。

主イエスよ、来てください。主イエスの恵みがすべての者とともにあるように。アーメン。(黙示録 22:20~21)

2024年2月19日

2023年10月17日、柴橋正直岐阜市長が、クリスチャンの政治家でつくる団体、「オリーブの会」会長として『ハマスのイスラエルに対するテロ攻撃に関する声明』を在日イスラエル大使館に届け、12月7日の岐阜市議会で報告を行い、答弁をしたことが、朝日新聞や中日新聞で取り上げられました。

声明には、ハマスによる民間人等の殺傷やテロ攻撃を非難する言葉と、イスラエルとパレスチナ双方で犠牲となった方への哀悼の意が表されていた他、「私たちはイスラエルの側に立つ」という言葉が、詩編122編6節?7節を理由に述べられていました。

これを受けて、私たちは同じクリスチャンとしてショックを受けています。なぜなら、単に「イスラエルの平和を願う」言葉というより「クリスチャンならイスラエルの側に立つこと、イスラエルに味方することは当然で、正しいこと」というメッセージを発しているように見えるからです。

しかし、そのような意見はクリスチャンの総意ではありません。また、イスラエルの軍事支配下で行われてきたことも、無批判に支持できるものではありません。町や村を分断する入植地の壁の建設、農地の破壊、土地の没収、市民が犠牲になる爆撃など、子どもも大勢巻き込まれています。これらを黙殺して、クリスチャンなら無条件で「イスラエルの側に立つ」と言うことはできません。

聖書においても、「神に選ばれた民」であることを理由に、イスラエルの行為や政権が、無批判に支持されてきたわけではありませんでした。神が遣わす預言者によって、イスラエルによる誤った行為の指摘や王への批判も行われてきました。救い主イエス・キリストも、異邦人かイスラエルの民か、どちらか一方に立って裁きを行ったのではなく、全ての民の罪をとりなし、互いに愛し合うよう教えてきました。

現代においても、「エルサレムの平和のために祈れ」と聖書に書いてあることを理由に、私たちが「イスラエルの側に立つ」と表明し、無批判に政権を支持しているように見せることは、正しいと思えません。ましてや、市議会一般質問における答弁で「クリスチャンならそれが当たり前態度である」と受け取られかねないメッセージを市長から発せられることに、危機感を覚えます。

どうか、私たちだけでなく、他にも多くのクリスチャンが、このような問題意識を持っていることを広く知っていただきたいと思います。そして、人種、民族、信仰の違いを超えて、全ての人に平和がもたらされるよう、祈りを合わせていただけたらと思います。

「キリストこそ私たちの平和であり、二つのものを一つにし、隔ての壁を打ちこわし、ご自分の肉において、敵意を廃棄された方です。」エペソ人への手紙2章14節～15節 a (新改訳)

攻撃と報復の停止を願うキリスト者有志

1929年9月24日、美濃ミッションの教会員の子弟たちが、大垣市中小学校（現大垣市立興文小学校）で行われた県社常葉神社の参拝を拒否した。この事件は『美濃大正新聞』1930年3月13日の報道をきっかけに、各新聞でも報道された。これを受けて日本基督教会大垣教会教会員で安八農学校校長の佐藤信夫は、我々キリスト教徒も迷惑を感じている。神社参拝に反対する必要はない、と述べた。美濃ミッションの児童は3月23日の大垣招魂祭例も拒んだ。これらの事件により9月23日提出した美濃ミッション設立願いはついに認められなかった。

1933年、美濃ミッションの子弟が伊勢神宮参拝を偶像であるとして拒んだ。この事件は新聞で大々的に報道された。岐阜県の政治家大野伴睦は「市民は合法的に、実力で美濃ミッションを閉鎖せよ」と述べた。煽動された大垣市地元民は「美濃ミッション排撃の歌：守れ国体、葬れ邪教」を作って美濃ミッションを迫害した。

日本基督教会大垣教会牧師朝倉重雄は、「神社に低頭するのは、キリスト教信仰に何ら差し支えない」として美濃ミッションを非難した。1933年8月21日、神社参拝を拒んだ児童たちは停学になった。同年9月1日、読売新聞は「美濃ミッション 聖書の「神」以外は一切排撃」と題する批判記事を書いた。1933年9月20日には、宣教師であるワイドナー・菊池・山中・柳瀬が上京し、内務省警保局にて意見交換を行う。その後、公的な排撃運動は自然消滅。